

令和7年3月

公益社団・財団法人 代表者殿

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドラインについて

平素より公益法人行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和4年9月、日本政府は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定しました。

本ガイドラインは、日本で事業活動を行う全ての企業を対象として、企業による人権尊重の取組に当たっての考え方・方法を、事例も交えながら解説したものですので、改めて周知いたします。

法人のみなさまにおかれましても、引き続き、職員への周知等、御協力いただけますと幸いです。

詳細はこちらを御覧ください。

【責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン】

<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>

【ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議】

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/business_jinken/index.html

【日本政府は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定しました】

<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003.html>